

# 幼児の教育相談の方法

愛育研究所教養相談員

村山貞雄

## 一、序

幼児保育にかんする問題を解決する方法を、たずねられ、これにたいして解決策を与えることを、幼児の教育相談という。幼児の教育相談はまた幼児の教養相談ということもある。

幼児の教育相談は、その名称は相談であつても、内容は純然とした指導である。すなわち指導を、指導の効果を一そうあげるために、相談的な態度でおこなうものであるから、相談という名称に具えて、相談者が自分の能力が少しぐらい低かつたり、勉強をなまけてもよいというような考をおこしてはならない。

幼児の教養相談は、(一)幼稚園・保育所の教師が父兄を指導する場合と、(二)相談所の相談員が幼稚園・保育所の教師

を指導する場合と、(三)相談所の相談員が父兄を指導する場合があるが、狭義には後の二つの場合を指し、特に多いのは第三の場合である。

以下、第三の場合を中心にして、幼稚園の先生が、問題のある幼児で自分の手に負えぬ者を教育相談所に相談を受けにゆかせる場合の参考になり、且つ、幼稚園の先生が、同時に高度の教育相談者として活動するための参考になると思われすることを述べよう。

## 二、教育相談の体制

教育相談の体制として人的要件と物的要件があげられる。  
A 人的要件

人的要件として、相談者と検査者が必要である。

相談者(相談員ともいう)は、教育相談の結果にたいして

を責任を持つものであり、検査結果やききとり、その他の資料を総合して、問題幼児の同道者に適当な指導をあたえることを任務とする。故に、教育相談全般について事務その他の最高責任をおびる教育相談所長又は教育相談主任は、相談者の一人か、相談者の資格のある者をもつてあてることが望ましい。相談者は検査者に適当な検査を指示しておこなわせ、自ら検査をおこなうことは、きわめて少いが、検査結果をいかにするためには検査結果の利用法をはじめ、検査の内容、技術、長短等についても十分な知識を持つておらなければならない。

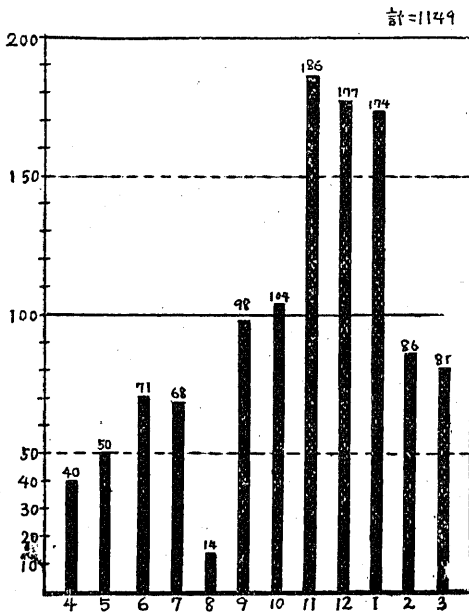
**検査者**（テスターともいう）は、問題幼児の相談に必要な検査を施行する者であり、知能検査をはじめ種々のテストに熟練していることが必要である。幼稚園の先生が幼児の教育相談を自らおこなう場合は、相談者としての資格と同時に検査者としての資格にも長じるように努力するのがよい。

教育相談には、以上述べた不可欠要員としての相談者と検査者の他に、カルテ記入者や教育相談主任を設けておくことが望ましい。

**カルテ記入者**は、教育相談票（カルテともいう）の記入をおこなうものであり、受付が兼ねることもある。教育相談票の記入については後に述べよう。又**教育相談主任**は、相談事務・一般事務その他相談にかんする研究等について責任をもつて統轄し、企画や実際の教育相談事業を主宰するものである。カルテの保存の責任も教育相談主任にある。

これらの人員の員数は充実させておくことが必要であるが、教育相談の件数は月によつて相当の相異を示しているから、それに応じてあらかじめ経済的な配置を考慮することができる。愛育研究所の例を示すと次の表のように、相談件数にかなりの増減がみられ、十一月から一月にかけては、員数の充実に必要であることがわかる。

愛育研究所における月別相談件数（昭和二十五年）



以上の件数を例にとつて、一週のうち三日間を相談日とする場合を考えてみると、大体教育相談主任一名の他に、毎日

教育相談者一名、二名、検査者二名、四名、カルテ記入者一名をあてるのが適當である。

## B 物的要件

次に、物的要件としては、施設として、相談室・検査室・カルテ記入室が必要であり、道具として、検査用具・検査机椅子及びカルテ保存棚等が必要である。

相談室は明るい感じのする室がよく、壁の色彩や掛額などについて考慮を払うことが必要である。又椅子その他の備品についても同道者の信頼をいぢるしくおとさない程度のものをおくことが望ましい。床面積は八一〇平方米が適當である。

検査室は、検査用具をしまふ場所を考え、周囲の騒音が入らないように気をつけ、検査用の低い机と椅子が必要である。なお検査を一方的に観察できる観察室を附設すれば理想的である。

検査室の数は教育相談所の規模によつて異なるが、最小限二つあることが望ましく、床面積は一〇平方米ぐらいが適當である。もしできれば、検査中にやむを得ず入室を希望する者や用件者がノックでなくてそのことを室内にいる者に告げられるように、呼鈴を押せば豆電気がつくようになしておくとよい。

なお検査道具については、後に述べよう。

## 三、教育相談の実際

教育相談の方法は、すでに臨床技術が非常に発達している医療の方面に学ぶところが多い。又教育相談が実際に発達しているアメリカ合衆国の実際及び文献が参考になる。

教育相談をする時刻は、まち／＼であるが、大体九時頃から受けつけて午前中で受付をしめきるところが多い。これは検査と相談の時間を併せると一人につき六十分から一〇〇分ぐらい（平均八十分ぐらい）かゝるので、午後までだら／＼受けつけるのをきらうためである。

相談の順序は、受付を経て、まずカルテ記入がおこなわれる。カルテ記入は、相談効果をあげるためには今後一そう重視せられるようになるべきものであるが、現在は一般に軽くあつかわれており、全くおこなわれないところもある。

カルテ記入の内容として、次のようなものを含ませるのが比較的有効である。

- 一、主訴
- 二、幼児の氏名・生年月日及び在籍幼稚園名（又は保育所名）並びに保育年数
- 三、同道者の氏名及び続柄
- 四、幼児の父兄の現住所（通信できる場所）
- 五、両親の教育程度その他

両親の名・実養継の別・年齢・職業・教育程度・特殊事情

(たとえば大飲酒家・別居等)

#### 六、家庭の状況

同胞の順位・性・年齢・特性・同居者の関係・性・年齢・その他の特殊事項及び家庭環境

#### 七、家庭及び家系の特殊事項

#### 八、本人の成長史

出生状態・健康状態・既往症その他

#### 九、現在変つた事項

疾病・癖その他

カルテの形式としては次のようなものが比較的便利であろう。このうち、**幼児氏名**で読み方の難しいものや誤りやすいものには必ずふりがなをつけ、**保護者住所**は、今後連絡できる保護者の住所を記入し、その保護者が同道者と異なる場合は氏名を記入しなければならぬ。又診断では**知能指数(IQ)**の場合はそのまま、**知能偏差値(SSS)**の場合は括弧をして数値を記入するのがよい。

以上の内容について、教育相談票に記入してゆくのであるが、カルテ記入者は、相談者又は検査者が兼ねてもかまわなしいし、特にカルテ記入者を設けてもよい。カルテ記入者を相談者が兼ねている場合や、熟練したカルテ記入者の場合は、主訴によつて記入を適当に増減することが可能であるが、未熟な場合は、教育相談票の全記入項目にわたつて一応ききとることが必要である。

充実した教育相談所で且つカルテ記入者が權威のある場合は、実施するテストの内容と相談者の氏名がここで決められる。しかし、わが国の現状では、幼児用のテストの数も少いし、このようなことをおこなう所はほとんどない。しかし主訴のいかんによつて、適当なテストがとり出され、これを行わせるようになることは私達の理想である。一般にいかなる主訴にも**知能検査は必要である**。

カルテ記入が済むと、検査者によつて、相談に必要な検査がおこなわれる。検査の内容は、**知能検査**をはじめ、**性格検査**、**生活能力検査**、**就学適性検査**、**興味検査**等がある。

検査者は、まず検査に熟達することが必要であり、次いで**幼児の扱い**になれることが重要である。すなわち検査の結果が主観や施行法の誤りによつてゆがめられないように注意し、できるだけ**検査不能**がないように努力しなければならない。たとえば先生が検査するという態度ではなくてお姉ちゃんとかこれから少し遊びましようという態度をとるときである。検査不能をなくすることは**幼児検査の非常に難しい点**であり、この点で幼児の検査者は他の時期の検査者よりも練習を要する。殊に教育相談に来る**幼児は何らかの点で問題のある幼児**であるから、この種の技術がますます必要になる。なお検査の不能を防ぐためにやむをえない場合、**同道者を検査室に入れることは差し支えない**。

検査が済むと、測定結果を、相談者のわかるようにカルテ

# 教育相談票

No.	
相談者	
検査者	

幼児氏名		男	相談日	昭和 年 月 日	満 才 月		
		女	出生日	昭和 年 月 日			
同道者氏名		続柄		保護者住所			
主 訴							
家      庭	なまえ	年令	関 係	職 業	教育程度	特 記 事 項	
	父	才	実養繼		卒 中退		
	母	才	実養繼		卒 中退		
	同胞	性	年令	特 記 事 項	同 居 者	関 係	性 年令 特 記 事 項
	1		才				
	2		才				
	3		才		近隣状態	週 囲	
4		才		家	特記事項		
5		才		系	特記事項		
6		才					
成   長  期	出生状態	熟産	早産	月遅産	正常	難産	鉗子
	栄 養	母乳	人工	混合	生 歯		月
	離乳期		才	月	断乳期		才 月
	始歩期		才	月	始語期		才 月
	既病歴						
現   在	身 体						
	精 神						
	性 格				習 癖		
	保 育	幼稚園 保育所	私立 公立	才月より現在才月 ( 年 月間)			
	その他						

ま ま と り			
診 断	I.Q (S.S.)		その他の test 結果
	attitude of parents		
指 導 内 容	1.		
	2.		
	3.		
	4.		
	5.		
経 過			

に記入してこれを相談室にまわすのであるが、検査中に気づいた注意さるべき点を、メモとして書き加えておく。相談者が非常に助かることがある。又検査者は、ある程度の術語についてはドイツ語又は英語でカルテに記入できると有効である。たとえば、知能検査施行中に、幼児が家庭でこの種の訓練を受けた形跡があるという場合に *test-experienced* 又は *Probe-fahren* と書くときである。

検査が済むと相談がおこなわれる。相談をおこなう場合はできるかぎり幼児も同室させるのがよい。もし事情があつて幼児を同室させ得ない場合は、相談者は一応幼児を観察しておくことが必要である。

相談者は、同道者が相談室に入室する前にカルテをよくしらべて、今後のききとりの内容その他について、考えをまとめておかなければならない。できれば、テストにおける幼児の態度等も一応観察しておくのがよい。

同道者の入室に際しては、これから打ちとけて同道者が相談できるような明朗な態度で迎え、服装や頭髪などの不潔のために同道者に嫌悪の感情をおこさせないように注意しなければならぬ。

相談の仕方は相手に十分語らせ、そのうち必要な箇所のみを把握し、その結果まだ不十分な事項を補充ききとりし、これらを悉く済ました後に指導をおこなうことが必要で、ききとりは談話のごとくみせて系統的におこなうことが大切である。

指導をいそいでききとりの中途から指導をおこなうのはよくない。母親の談話から必要な箇所をとらえたり。補充ききとりをする基準を正しく把握することは相談者のきわめて重要な資格である。その基準としては、まず問題事項（主訴と異なることがある）の把握に努力し、次いで問題事項の原因究明に全力を注がなければならぬ。指導ももより大切であるが、現在の教育相談学の程度では、原因を把握する技術にまだ大部分の問題がかかつている。一つの問題事項について原因を究明する方法は、その問題事項における原因としてとりあげられるすべての可能原因（記憶できない場合は同道者の入室の前に書物を読んでおく）について、ききとり、更に不十分なものは補充ききとりをおこない。その問題事項がいかなる原因に基くかを決定しなければならぬ。この可能原因その他については第二部で述べよう。

以上のように、主訴から、検査やききとりによつて、問題事項を決定し、その程度・原因及び特徴について判断を下すことを教育診断（又は単に診断）という。

診断について相談者に自信ができれば、つづいて教育指導（又は単に指導という）をおこなうのであるが、指導はできるだけ具体的におこない、例などを多く示すのがよい。指導をおこなう場合は、まず診断の結果のうち指導に必要であると思われる内容を話さねばならないが、子を持つ親の心になつて、相手の心理をよく考えておこなうことが必要である。

たとえば、その幼児の非常に低い知能について話すときにでも、最初から低い知能の程度を端的に言いきらないで、はじめは「頭がよくないようですな」というようにいつて相談終了までにじよ〜に正しい認識をおこなわせる方がよい。

そして診断結果にもとづいて指導を談話的におこなうのであるが、単に幼児が知能検査にだけやつて来たような場合を除いて、指導内容は教育相談の中心であり全部である。母親の中には、相談に長くねばる結果、相談時間が随分無用に長びくこともあるが、相談者にとつては只一回の相談にすぎなくともその母親にとつては育児の一生の想い出に残る内容であり、今後何年間はこの時の相談者のことばを人にも語り自分にも育児の根拠としてふるまうことを考えて、相談者はできるかぎり親切におこなうべきである。

要するに、相談者が、子を持つ親の心になつて親切に熱心に相談をおこなえば、大きなあやまちをおかすことは、まず少い。

なお指導の結果については、そのままにしないで、適当な期日に文書でその後の様子について問いあわせるなり、再来を求めたりして、指導の徹底と改善を計り、併せて教育相談学の着実な進歩を計る重要な材料にしなければならぬ。

#### 四、教育相談の内容

幼児の教養相談の内容は、主訴によつてこれを分類すると

- (一) 知能にかんするもの、
- (二) 一般的躰け方にかんするもの、
- (三) 就学、入園にかんするもの、
- (四) 特殊環境児の躰け方にかんするもの、
- (五) 特殊躰け方にかんするものとして、身体にかんするもの、言語にかんするもの、性格・情緒及びそれに関連した悪癖・非行にかんするものがある。昭和二十五年に愛育研究所の教養相談でうけつけた主訴の内容を示すと次頁のごとくである。

教育相談の内容は、場所と時期によつて異なる。すなわち場所によつて随分その内容が異つており、たとえばアメリカ合衆国の例でみると、神経質な子どもにかんするものが相当に多いが〔註〕わが国では独立心のないというようなことが、多くあらわれている。又東京都内では就学・就園にかんするものが多い。たとえて愛育研究所における昭和二十四年度の教養相談の内容についてしらべてみると相談件数七百五十四件のうち就学入園の相談は二百八十五件にのぼつており、昭和二十五年には千四百四十九件のうち五百八十一件（四八・四％）にのぼつてゐる。〔註〕

〔註〕“The young child and his parents” by J. C. Foster and

J. E. Anderson P. 21

〔註〕ただし愛育研究所で昭和二十五年にうけた相談件数一一四



		年 齢				計	%
		0才	1-5才	6-11才	12才以上		
一、知能	知能検査	15	140	55	2	212	17.65
	知能遅滞	3	28	50	3	84	6.99
	精神薄弱	1	6	2	0	9	0.75
	学業不振	0	4	3	0	7	0.58
	観念がない	0	2	0	0	2	0.17
	特殊才能及びその教育	0	3	1	0	4	0.33
	計		19	183	111	5	318
二、就學入園	就学	0	184	329	0	513	44.6
	就園	0	68	0	0	68	5.91
	転学・転園	0	5	12	0	15	1.31
	進学	0	0	4	5	9	0.78
	計		0	257	345	5	607
三、一般的躾け方	教育方針	0	5	1	0	6	0.50
	教育方法	0	12	11	0	23	1.92
	一般的躾け方	6	38	3	0	47	3.91
	文化財の与え方	0	1	2	0	3	0.26
	文字の教え方	0	0	3	0	3	0.26
	食事の躾け方	0	1	0	0	1	0.08
	離乳の躾け方	1	1	0	0	2	0.17
	排泄の躾け方	0	1	0	0	1	0.08
計		7	59	20	0	86	7.48
四、児童特殊的環境	一人子の躾け方	0	4	0	0	4	0.33
	養子の躾け方	1	0	0	0	1	0.08
	片親子の躾け方	0	2	0	0	2	0.17
	計		1	6	0	0	7
五、身体	身体虚弱	0	2	2	0	4	0.33
	身体发育不全	1	3	1	0	5	0.42
	運動遅滞	1	4	2	0	7	0.58
	夜尿癖	0	1	1	0	2	0.17
	左利き	0	2	0	0	2	0.17
	その他	5	13	8	1	27	2.35
計		7	25	14	1	47	4.09
六、言語	言語遅滞	0	33	8	0	41	3.41
	吃音	0	4	1	0	5	0.42
	赤ちゃん語	0	1	0	0	1	0.08

相談の内容は、年代や時期によつても相当差異を示す。た

年 齢	人 數
1才未満	38
1才台	55
2才台	69
3才台	84
4才台	101
5才台	276
6才台	411
7才台	43
8才台	26
9才台	13
10才台	4
11才台	7
12才台	11
13才台	4
14才台	2
15才以上	2
不 明	3
計	1149

九件の内譯は次の如くである。

たとえば終戦前にくらべると、終戦後は独立心が無いという訴えが少くなつてゐる。又前述の就学・入園相談も昭和十四年度には全体の十一・三%（五十二名）を占めるにすぎなかつた。

次に一年を月別にみると、各時期によつて相違があらわれる。たとえば四―六月は、こどもが幼稚園や保育所に入るよになつたが親から離れないとか、友達と遊ばないというよるな就学入園によつておこる問題が多い。又十二月―一月に

計	0	38	9	0	47	3.91
社会性がない	0	5	1	0	6	0.50
内気	0	9	3	1	13	1.08
臆病恐怖心が強い	0	2	0	1	3	0.25
依頼心が強い	0	1	0	0	1	0.08
甘えつき	0	2	2	0	4	0.33
態度が悪い	0	2	1	0	3	0.26
反抗的	0	8	0	0	8	0.67
強情	0	2	0	0	2	0.17
乱暴	1	3	0	0	4	0.33
かんじや持ち	0	3	1	0	4	0.33
かわがま	0	2	0	0	2	0.17
落ちかぬ	1	12	5	0	18	1.50
神経質	1	5	2	0	8	0.67
夜泣き	2	0	0	0	2	0.17
早熟	0	4	0	0	4	0.33
性に興味がある	0	1	0	1	2	0.17
盗癖	0	1	0	0	1	0.08
異常性格	0	2	0	0	2	0.17
計	5	64	15	3	87	7.59

は就学・入園に於ける相談が多く、三―四月は精神発達遅滞にかんするものが多い。(次表参照)

### 五、結び

幼児の教育相談は、幼稚園や保育に有効なものであり、幼稚園の先生が幼児の教育相談を上手にすることや教育相談の施設が充実することは、家庭教育にとつてまことに望ましいことである。

愛育研究所における月別主訴の内容 (昭和二十五年)

精神発達遅滞相談	主訴			
	就学相談	人相相談	一般教養相談	月
10	0	0	6	4
5	0	1	10	5
6	1	1	20	6
2	0	1	3	7
2	0	0	3	8
4	2	0	5	9
4	4	0	44	10
7	8	0	62	11
2	13	0	24	12
4	41	5	12	1
3	7	11	31	2
13	8	2	43	3

私達はできれば、たとえば教員養成校における教職課程の中に「幼児の教育相談」の講座を必須科目として設けるなどして、幼稚園の先生がすべて立派な教育相談者としての資格を持つようになり、教育相談施設は、これらの先生が教育相談において解決しにくい難問についてのみ、先生にたいして教育相談をおこなつたり、あるいはそれらの難問にかんして先生が父兄を教育施設に直接来させたりすることに全力をあげてもなお多忙であるようになればすばらしいと思う。

なお、教育相談においては家庭や幼児の秘密にふれることも少くないが、無責任にこれらの秘密をもらさないように特に注意しなければならない。秘密厳守は教育相談にたずさわるすべての者が、最も守らなければならないことの一つである。